

平成27年度私立幼稚園就園奨励費補助金の補助対象経費及び補助限度額等

I「従来条件」(兄・姉が幼稚園児の場合)に該当する補助限度額一覧表

区	分	補助対象 経費	補 助 限 度 額		
			1人就園の場合 及び同一世帯から 2人以上就園して いる場合の 最年長者 (第1子)	同一世帯から2 人以上就園して いる場合の次年 長者 (第2子)	同一世帯から3 人以上就園して いる場合の左以 外の園児 (第3子以降)
①	生活保護法の規定による 保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合計額	年額 308,000円		
②	当該年度に納付すべき町 民税が非課税となる世帯		年額 272,000円	年額 290,000円	年額 308,000円
③	当該年度に納付すべき町 民税の所得割が非課税と なる世帯		年額 115,200円	年額 211,000円	年額 308,000円
④	第4階層(別紙2の基準 額により決定)		年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円
⑤	第5階層(別紙2の基準 額により決定)		年額 -	年額 154,000円	年額 308,000円
⑥	階層外(別紙2の基準表 により決定)				

II「新条件」(兄・姉が小学校1～3年生の場合)に該当する補助限度額一覧表

区	分	補助対象 経費	補 助 限 度 額	
			小学校1～3年生 の兄・姉を有し ており、就園し ている場合の最 年長者 (第2子)	小学校1～3年生 の兄・姉を有し ており、同一世 帯から2人以上 就園している場 合の次年長者 (第3子以降)
①	生活保護法の規定による 保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合計額	年額 308,000円	
②	当該年度に納付すべき町 民税が非課税となる世帯		年額 290,000円	年額 308,000円
③	当該年度に納付すべき町 民税の所得割が非課税と なる世帯		年額 211,000円	年額 308,000円
④	第4階層(別紙2の基準 額により決定)		年額 185,000円	年額 308,000円
⑤	第5階層(別紙2の基準 額により決定)		年額 154,000円	年額 308,000円
⑥	階層外(別紙2の基準額 により決定)			

注1. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。

注2. 途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。 上記の単価×(保育料の支払い月数+3)÷15(百円未満を四捨五入)

注3. 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

注4. 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

注5. 町村民税の所得割課税額(補助基準額)は別紙2の「簡便な調整方式」による新基準により決定する。